

健康保険証（カード）に関するQ & A

（問1）被保険者証裏面の「住所欄」について、遠隔地に住む被保険者、被扶養者が住民票を移していないのですが、現住所と住民票の登録住所と、どちらを記入すればよいのですか

（答）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則において健康保険証は、本人を確認することができる書類として規定されています。確認・連絡がとれる住所を記入してください。

（問2）被保険者証裏面の「臓器提供の意思表示欄」について、被保険者等は必ず臓器提供に関する意思を意思表示欄に記入しなければならないのですか。

（答）意思表示欄に臓器提供を記入することは、被保険者等の任意ですので、必ずしも意思表示欄に記入する必要はありません。（臓器提供の理解ができないお子様は記入しなくてもよい）

（問3）被保険者証裏面の「特記欄」には何を記入するのですか。

（答）意思表示欄の1か2に をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもよい方は、「すべて」あるいは「皮膚」等から選んで記入できます。
また、親族への優先提供を希望される方は、親族への優先提供が行われる場合の留意事項等をご理解の上、「親族優先」と記入できます。詳しくは(社)日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。

（問4）「家族署名」は何のために行うのですか。

（答）御本人様が、臓器提供の意思があるということをお知らせすることを目的として行うために意思表示カードに家族署名欄が設けられております。
なお、臓器の移植に関する法律では、家族署名は意思表示の有効性の要件とされていないため家族署名の記載がなくても意思表示は有効です。また、家族署名の「家族」に厳密な定義はなく、被扶養者の認定を受けている方に限りません。

（問5）表面に「家族（被扶養者）」と印刷してある被保険者証の交付を受けた被扶養者は、被扶養者本人として意思表示を記入する場合、裏面の「本人署名」と「家族署名」のどちらに記入するのですか。

（答）「本人署名」欄にご記入ください。

（問6）裏面の記載内容を変更したいのですが、どうすればよいのですか。

（答）被保険者証の再交付を行う必要はありません。記載した内容（意思表示含む）を変更する場合は、既に記載した意思に二重線を引くなどした上で、新たな内容で意思等を記入・表示するか、臓器提供意思表示カード等を既にお持ちの方は、被保険者証以外の書面を活用してください。

（問7）臓器提供意思表示カードを既に持っている場合でも、被保険者証に記入する必要がありますか。

（答）既にお持ちの意思表示カードも有効ですが、日頃携帯される被保険者証にも記入のご協力をお願いします。
また、被保険者証にも記入され意思表示カードなど複数のカードで異なる意思表示があった場合、最も日付の新しいものが有効なものとして取り扱われます。

臓器移植に関する詳細は、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>

フリーダイヤル：0120-78-1069 <携帯電話からは> TEL:03-3502-2071